

中山間地域活性化資金 貸付利率

令和8年1月20日 改定

中山間地域活性化資金 利子補給率

令和8年1月20日 改定

中山間地域活性化資金の種類			利子補給率																			
			融資機関がガイドライン第3の2の(1)に掲げる者である場合										融資機関がガイドライン第3の2の(2)、(4)、(6)及び(7)に掲げる者である場合									
			貸付期間が6年以内の場合	貸付期間が6年を超える7年以内の場合	貸付期間が7年を超える8年以内の場合	貸付期間が8年を超える9年以内の場合	貸付期間が9年を超える10年以内の場合	貸付期間が10年を超える11年以内の場合	貸付期間が11年を超える12年以内の場合	貸付期間が12年を超える13年以内の場合	貸付期間が13年を超える14年以内の場合	貸付期間が14年を超える15年以内の場合	貸付期間が6年以内の場合	貸付期間が6年を超える7年以内の場合	貸付期間が7年を超える8年以内の場合	貸付期間が8年を超える9年以内の場合	貸付期間が9年を超える10年以内の場合	貸付期間が10年を超える11年以内の場合	貸付期間が11年を超える12年以内の場合	貸付期間が12年を超える13年以内の場合	貸付期間が13年を超える14年以内の場合	貸付期間が14年を超える15年以内の場合
1 ガイドライン第2の2の(1)の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち2億7千万円以下の部分	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.45%	年1.35%	年1.25%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.60%	年0.50%	年0.40%	年0.40%	
		貸付金のうち2億7千万円を超える部分	年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.20%	年1.10%	年1.00%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.35%	年0.25%	年0.15%	年0.15%	
	大企業に貸し付ける場合		年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年0.95%	年0.85%	年0.75%	年0.75%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.10%	—%	—%	—%	
2 ガイドライン第2の2の(2)の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち2億7千万円以下の部分	年1.80%	年1.80%	年1.80%	年1.80%	年1.80%	年1.70%	年1.60%	年1.50%	年1.50%	年0.95%	年0.95%	年0.95%	年0.95%	年0.95%	年0.95%	年0.85%	年0.75%	年0.65%	年0.65%	
		貸付金のうち2億7千万円を超える部分	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.55%	年1.45%	年1.35%	年1.25%	年1.25%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.60%	年0.50%	年0.40%	年0.40%	
	大企業に貸し付ける場合		年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.30%	年1.20%	年1.10%	年1.00%	年1.00%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.45%	年0.35%	年0.25%	年0.15%	年0.15%	
3 ガイドライン第2の2の(3)の生活環境施設整備資金	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合		年1.25 %										年0.40 %									
	農業協同組合等に貸し付ける場合		年1.25 %										年0.40 %									

※「ガイドライン」…「系統民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融資のためのガイドライン（平成17年4月1日 16農振第2295号 農村振興局長）」